

監査の結果（平成 25 年 3 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 23 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 27 機関、財政的援助団体等が 29 機関です。

(1) 県の機関

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部総務事務所	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 10 月 12, 16, 24, 29 日	実地
2	東部総務事務所	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 10 月 10, 11 日	
3	北部総務事務所	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年 10 月 3, 4 日	
4	東部県税事務所	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 10 月 10, 11 日	
5	北部県税事務所	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年 10 月 4 日	
6	県立総合技術研究所 保健環境センター ※	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 8 月 28 日	書面
7	県立総合技術研究所 畜産技術センター ※	平成 25 年 3 月 15 日	平成 24 年 9 月 20 日	
8	県立美術館	平成 25 年 1 月 17 日	平成 24 年 12 月 18, 19 日	実地
9	縮景園	平成 25 年 1 月 17 日	平成 24 年 12 月 18, 19 日	
10	西部厚生環境事務所・ 西部保健所	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 10 月 12, 24, 29 日	
11	西部東厚生環境事務所・ 西部東保健所	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 10 月 16 日	
12	東部農林水産事務所	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 10 月 10, 11 日	

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法
13	北部農林水産事務所	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年 10 月 3 日	実地
14	東部畜産事務所	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 10 月 11 日	
15	北部畜産事務所	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年 10 月 3 日	
16	東部家畜保健衛生所	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 10 月 11 日	
17	北部家畜保健衛生所	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年 10 月 3 日	
18	西部建設事務所	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 10 月 12, 16, 23, 24, 26 日	
19	県立安芸津病院	平成 25 年 2 月 12 日	平成 25 年 1 月 24 日	

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。

(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

	教育委員会	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立安古市高等学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 11 日	書面
2	県立福山明玉台高等学校	平成 24 年 9 月 11 日	平成 24 年 9 月 11 日	実地
3	県立高陽高等学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 25 日	書面
4	県立神辺高等学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 20 日	
5	県立西条農業高等学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 26 日	
6	県立呉商業高等学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 27 日	
7	県立黒瀬特別支援学校	平成 25 年 2 月 1 日	平成 24 年 9 月 13 日	

	警察本部等	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	竹原警察署	平成 24 年 9 月 14 日	平成 24 年 9 月 14 日	実地

(2) 財政的援助団体

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県土地開発公社	平成 25 年 1 月 22 日	平成 24 年 12 月 20 日	実地
2	公立大学法人県立広島大学	平成 25 年 1 月 11 日	平成 24 年 12 月 13, 14 日	
3	公益財団法人暴力追放広島県民会議	平成 25 年 1 月 10 日	平成 24 年 12 月 7 日	
4	財団法人もみのき森林公園協会	平成 24 年 12 月 5 日	平成 24 年 11 月 14 日	
5	財団法人ひろしまこども夢財団	平成 24 年 12 月 20 日	平成 24 年 11 月 20 日	
6	財団法人広島県地域保健医療推進機構	平成 24 年 12 月 21 日	平成 24 年 12 月 3, 4 日	
7	財団法人広島県教育事業団	平成 25 年 2 月 1 日	平成 25 年 1 月 9, 10 日	
8	財団法人広島県環境保全公社	平成 25 年 2 月 6 日	平成 25 年 1 月 16 日	
9	社団法人広島県野菜価格安定資金協会	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 29 日	書面

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法
10	福山リサイクル発電株式会社	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 16 日	書面
11	広島空港ビルディング株式会社	平成 25 年 1 月 16 日	平成 24 年 12 月 11 日	実地
12	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	平成 25 年 2 月 8 日	平成 25 年 1 月 17 日	

	出資法人以外の補助団体	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	社会福祉法人成城会	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 12 月 6 日	書面
2	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	平成 25 年 3 月 15 日	平成 24 年 12 月 21 日	
3	学校法人恵泉学園	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 22 日	
4	学校法人修道学園	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 27 日	
5	広島県商工会連合会	平成 24 年 11 月 26 日	平成 24 年 11 月 6 日	実地
6	公益財団法人広島県体育協会	平成 25 年 2 月 7 日	平成 25 年 1 月 23 日	
7	東広島商工会議所	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 1 月 24 日	書面
8	MCMエネルギーサービス株式会社	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 1 月 29 日	
9	呉商工会議所	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 2 月 1 日	
10	公益社団法人広島交響楽協会	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 2 月 5 日	

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 20 日	書面
2	株式会社恐羅漢	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 22 日	
3	一般財団法人休暇村協会	平成 25 年 3 月 5 日	平成 24 年 11 月 29 日	
4	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体	平成 25 年 1 月 16 日	平成 24 年 12 月 11 日	実地
5	乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体	平成 25 年 1 月 17 日	平成 24 年 12 月 18, 19 日	
6	広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体	平成 25 年 1 月 17 日	平成 24 年 12 月 18, 19 日	
7	ミズノ・広島県教育事業団共同企業体	平成 25 年 2 月 1 日	平成 25 年 1 月 10 日	

5 委員の除斥

公益財団法人暴力追放広島県民会議の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、高橋委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること，広報広聴に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，平成 24 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	15 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	20 人	2 課	総務課，経理課
西部総務事務所東広島支所	26 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。滞納整理方針について本庁と協議を進め，適切な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 10 月]
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1 人 5,566 円	1 人 5,566 円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において，次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

(ア) 受託者からあらかじめ提出された作業員名簿に記載されていない作業員が，業務を実施していた。

(イ) 受託者から提出されることとなっている業務責任者の選任に係る書類について，提出を受けていないものがあつた。

契約名	広島県安芸津町公舎給水設備保全業務(平成 23 年度)
-----	-----------------------------

【意見】

委託契約における事務処理について

次の委託契約における事務処理において、獣医師の資格を有する特定の個人3名との間で随意契約を実施しているが、県の職員と二人一組で業務に従事し、業務遂行中にも何らかの指揮命令が存在する可能性が高いことから、委託契約によりこの業務を行うことの妥当性について、検討する必要がある。(西部総務事務所東広島支所)

契約名	死亡牛BSE検査業務(平成24年度)
-----	--------------------

(3) 付 記

ア 庁舎の有効活用の推進について

地方機関庁舎における余剰スペースの活用については、現在、課題把握と対応策の検討が進められているところであるが、その検討に当たっては、この公共のスペースをいかに地域全体で有効活用していくかという観点が重要であり、他の行政機関や公共的団体等のニーズの掘り起こしに積極的に取り組んでいただきたい。(西部総務事務所呉支所)

イ 地域における危機管理対応について

総務事務所長(支所長)は、地域危機管理監として、危機管理事務における管内市町との調整窓口を担うものであるが、災害などの現場と関連する業務を直接所掌しないことから、非常時において市町との十分な連携が図られるか懸念されるところである。危機管理においては、関係機関相互の情報共有と意思疎通が何よりも重要であり、県・市町で情報連絡会などを設置し、情報共有に努めるとともに、共同で危機対応に係る研修会を開いたり、訓練を行ったりするなど、日頃から市町との密接な連携に努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること
各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は、平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	24人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	13人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

次の行政財産の使用料については、3月末で満了する使用期間の更新に係るものであるため当該年度の4月30日までに徴収すべきところ、前年度に徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（東部総務事務所）

使用許可財産	土地（福山庁舎敷地）
使用許可内容	電柱 6本（電力）
使用許可期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（更新による。）
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、検査の結果を請負者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部総務事務所総務第二課）

工事名	尾道庁舎発電機室アルカリ蓄電池取替工事（平成23年度） 尾道庁舎非常用発電設備補修工事（平成23年度）
根拠	建設工事執行規則第41条第2項

(3) 付記

ア 庁舎の有効活用の推進について

地方機関庁舎における余剰スペースの活用については、現在、課題把握と対応策の検討が進められているところであるが、その検討に当たっては、この公共のスペースをいかに地域全体で有効活用していくかという観点が重要であり、他の行政機関や公共的団体等のニーズの掘り起こしに積極的に取り組んでいただきたい。

イ 地域における危機管理対応について

総務事務所長は、地域危機管理監として、危機管理事務における管内市町との調整窓口を担うものであるが、災害などの現場と関連する業務を直接所掌しないことから、非常時において市町との十分な連携が図られるか懸念されるところである。危機管理においては、関係機関相互の情報共有と意思疎通が何よりも重要であり、県・市町で情報連絡会などを設置し、情報共有に努めるとともに、共同で危機対応に係る研修会を開いたり、訓練を行ったりするなど、日頃から市町との密接な連携に努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること
各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は、平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	2課	総務課、経理課
北部総務事務所総務第二課	13人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

ア 委託業務の執行手続について

北部農林水産事務所が実施した委託事業において、予算の執行伺の作成や予定価格の決定が行われないまま、契約締結がなされている事案が見受けられた。

当該契約締結伺は総務事務所に対しても合議されており、総務事務所において執行伺の有無等の確認がなされていれば、こうしたミスが防止できたものと考えられる。

今後は、事務処理のチェック機能の強化に努めていただきたい。

(北部総務事務所総務第二課)

契約名	県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）法京寺地区埋蔵文化財整理作業委託業務（平成23年度）
-----	---

イ 庁舎の有効活用の推進について

地方機関庁舎における余剰スペースの活用については、現在、課題把握と対応策の検討が進められているところであるが、その検討に当たっては、この公共のスペースをいかに地域全体で有効活用していくかという観点が必要であり、他の行政機関や公共的団体等のニーズの掘り起こしに積極的に取り組んでいただきたい。

ウ 地域における危機管理対応について

総務事務所長は、地域危機管理監として、危機管理事務における管内市町との調整窓口を担うものであるが、災害などの現場と関連する業務を直接所掌しないことから、非常時において市町との十分な連携が図られるか懸念される場所である。危機管理においては、関係機関相互の情報共有と意思疎通が何よりも重要であり、県・市町で情報連絡会などを設置し、情報共有に努めるとともに、共同で危機対応に係る研修会を開いたり、訓練を行ったりするなど、日頃から市町との密接な連携に努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は、平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	63人	4課 2班	特別滞納整理班，個人住民税特別対策班， 税務管理課，滞納整理課，課税第一課， 課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成24年9月現在]	参考 前回監査時 [平成23年9月]
個人県民税	1,358,307,087円	1,395,506,256円
法人県民税	17,968,827円	28,058,963円
個人事業税	47,726,330円	56,575,225円
法人事業税	36,532,605円	98,027,126円
不動産取得税	81,626,696円	73,429,886円
自動車税	132,763,489円	145,477,705円
延滞金	149,193,307円	167,078,113円
過少申告加算金	111,591円	1,642,991円
不申告加算金	529,079円	544,138円
重加算金	20,453,690円	38,993,533円

(3) 付 記

個人県民税の特別徴収の推進について

今年度から、新たな徴収強化対策として、市町と連携し、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主に対し、特別徴収の適正化に向けた取組を県内一斉に行っている。この取組は、同税の滞納の未然防止を図る観点からも大変有効であり、できるだけ多くの事業主に実施してもらうよう周知徹底に努め、徴収率の向上を図っていただきたい。

監査の結果

監査対象機関：北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市

- ・ 組織体制（人数は、平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
21人	2課	収納管理課、課税課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納（滞納繰越分） [平成24年9月現在]	参考 前回監査時 [平成23年9月]
個人県民税	102,210,420円	100,721,375円
法人県民税	2,259,392円	2,820,918円
個人事業税	2,901,453円	3,736,242円
法人事業税	295,800円	745,334円
不動産取得税	63,523,943円	61,240,340円
自動車税	26,834,141円	31,951,840円
延滞金	30,032,539円	31,336,113円
不申告加算金	38,802円	73,200円
重加算金	37,636円	787,051円

(3) 付記

個人県民税の特別徴収の推進について

今年度から、新たな徴収強化対策として、市町と連携し、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主に対し、特別徴収の適正化に向けた取組を県内一斉に行っている。この取組は、同税の滞納の未然防止を図る観点からも大変有効であり、できるだけ多くの事業主に実施してもらうよう周知徹底に努め、徴収率の向上を図っていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立総合技術研究所 保健環境センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全，保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 組織体制 3部（総務企画部，保健研究部，環境研究部）
- ・ 職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 39人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

施設管理業務委託における再委託の承認手続について

施設管理業務の委託に当たっては，契約の相手方が業務の一部を再委託しようとするときは，その旨をあらかじめ書面により申請し，契約担当職員の承認を受けることとなっているが，契約書にこの旨を定めず，契約担当職員による再委託の承認手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	保健環境センター本館庁舎設備保守管理業務委託契約（平成24年度） （うち消防用設備等保守点検業務の再委託）
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第7条第1項

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立総合技術研究所 畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農畜産業技術に関する試験研究並びにその経過の技術移転
農畜産業に係る技術の指導，研修，情報提供
センターの設備を利用に供すること
依頼に応じ，試験，検査，分析を行うこと
その他目的を達成するために必要な業務を行うこと
- ・ 所在地 庄原市七塚町 584
- ・ 組織体制 4部1課（総務部（管理課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
27 人（常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，(ア)から(カ)までのとおり不適正な事務処理が行われていた。
適正な事務処理に努められたい。

契約名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（平成 23 年度）
-----	-----------------------------

(ア) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務を委託する際は，運搬業務，処分業務とも，それぞれこれを行うことについて県知事の許可を受けている者と委託契約を締結する必要があるが，処分業務について必要な許可を受けていない業者（以下「受託者」という。）に一括して委託していた。

また，再委託の基準を満たしていない再委託の承認をしていた。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項，第 12 条の 2 第 5 項及び第 14 条第 16 項
-----	---

(イ) 当該委託業務の対象である産業廃棄物のうち，一部の特別管理産業廃棄物について，その処分業務の許可を受けている業者（以下「特別管理産業廃棄物処分業務受託業者」という。）と書面による委託契約を締結しないまま，これを処分させていた。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 及び第 6 条の 6
-----	---

(ウ) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は，排出事業者である県が，必要な事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を産業廃棄物の引渡しと同時に交付しなければならないが，産業廃棄物の引渡し時にはこれを行わず，後日，業者が持参したマニフェストに，交付担当者名を記載・押印して交付していた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項
----	---------------------------

(エ) 産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務を一括して行わせる内容で受託者と契約を締結していたが、その中の処分業務の部分については、他の業者（以下「処分業務受託業者」という。）と重複して契約を締結していた。

また、委託料の支払について、県、受託者及び処分業務受託業者の3者において覚書を交わし、処分業務受託業者の分も含めて一括して受託者に支払っていた。

根拠	地方自治法第232条の5第1項
----	-----------------

(オ) 上記(イ)のとおり、一部の特別管理産業廃棄物について、特別管理産業廃棄物処分業務受託業者に処分させていたが、この処分の完了が受託者との契約に基づく委託期間後となったにもかかわらず、委託期間満了日に業務完了通知書を受領し、業務の履行を確認したとして委託料を支払っていた。

根拠	地方自治法第234条の2第1項
----	-----------------

(カ) 受託者が、委託業務の完了後、当該委託業務について、自らを含め、処分業務受託業者、特別管理産業廃棄物処分業務受託業者の3者が実際に行った業務内容に適合するよう、再整理するため、改めて4者（県及び上記3者）間における委託契約書及び支払に係る覚書の原案を作成し直し、上記3者が押印の上、畜産技術センターに持参した際に、同センターにおいては、その内容を十分に確認しないまま、書面による決裁を経ずに公印を押印し、受託者に交付していた。

根拠	広島県文書等管理規程第20条
----	----------------

イ 委託契約における設計金額の積算について

委託契約の設計金額の積算において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 財産管理課が定める方法によらず、設計金額を積算していた。

契約名	一般廃棄物処理業務委託（平成23～24年度） 感染性廃棄物収集運搬及び処理業務（平成23～24年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第6条 施設管理業務委託の事務処理について4（3）（平成18年12月15日制定）

(イ) 参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であつたにもかかわらず1者からしか徴取していなかった。

契約名	産業廃棄物収集運搬及び処理業務委託（平成23～24年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第6条 施設管理業務委託の事務処理について4（3）（平成18年12月15日制定）

【意見】

事務処理の適正化について

産業廃棄物収集運搬及び処分業務等の委託に係る事務処理等において、上記のとおり多くの不適正な事例が見受けられた。

産業廃棄物の適正処理を推進すべき立場にある県の機関が、許可を受けていない業者と廃棄物の処分を委託する契約を締結したり、適正な決裁手続を経ずに、公印を押印し、別の契約を結び直したりするなど、不適正な事務処理や公印管理が漫然となされていたことは、誠に遺憾である。

組織として、事務処理に対する重大な認識不足があり、チェック機能が十分に働いていなかったことは明らかであり、再発防止に向け、業務処理の重要性を再認識し、チェック体制の確保に万全を期する必要がある。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立美術館

(1) 機関の概要

ア 施設の概要

- ・設置目的 美術に関する県民の知識・教養の向上に資するため、優れた文化芸術に触れる機会を提供する。
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・組織体制 2課（総務課，学芸課）
- ・職員数（平成24年10月31日現在）
常勤職員数 11名
- ・主な業務 美術品の収集・保管・展示，美術品等に関する専門的，技術的な調査研究
- ・入館者の状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	所蔵作品展 (327 日)	特別展 (7 回, 237 日)	所蔵作品展 (283 日)	特別展 (9 回, 312 日)
有料入館者数	4,687 人	72,999 人	4,123 人	139,042 人
一般	4,121 人	67,112 人	3,790 人	131,511 人
高校・大学生	566 人	4,235 人	333 人	4,081 人
小・中学生等	—	1,652 人	—	3,450 人
無料入館者数	57,188 人	63,266 人	53,455 人	70,594 人
減免者等	42,361 人	46,881 人	38,996 人	28,363 人
招待者	9,116 人	16,385 人	11,940 人	41,319 人
小・中学生等	5,711 人	—	2,519 人	912 人
合 計	61,875 人	136,265 人	57,578 人	209,636 人

(注) 平成 24 年度は，平成 25 年 1 月 31 日現在の人数である。

イ 業務の実施状況（指定管理者導入による管理運営業務の実施）

平成 20 年度から指定管理者制度を導入し，利用料金制を採用して，美術館施設全般の管理と駐車場，県民ギャラリー等の運営に当たっている。現在の指定管理者とは，平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの協定となっている。

常勤の県職員は，副館長 1 名のほか，事務職員 3 名（縮景園を兼務），学芸員 7 名が配置されており，美術品の収集管理，展覧会の企画に当たるとともに，指定管理者に対し必要な指示，監督等を行っている。また，特別展の運営は，指定管理者の提案・協力を得て県が企画し，報道機関や指定管理者が実行委員会に参画する形も選択して実施されている。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

所蔵作品展の入館者対策について

平成 23 年度における県立美術館の入館者数は、所蔵作品展については自らが設定した目標値 97,000 人に対し実績は 61,875 人、特別展については目標値 182,900 人に対し実績は 136,265 人といずれも目標の 6～7 割に止まっている。

また、平成 24 年度については、平成 25 年 1 月末現在で、特別展が年間の目標を達成しているのに対し、所蔵作品展は依然として目標の約 6 割と低迷が続いている。所蔵作品展の目標達成に向けて、特別展や県民ギャラリーの観覧者により多く所蔵作品展も観てもらえるよう、一層の魅力向上に努めるとともに、他の施設における取組を参考に、広く民間から協力を得る仕組みづくりを進めるなど、工夫、改善を図っていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：縮景園

(1) 機関の概要

ア 施設の概要

- ・設置目的 名勝庭園を管理保存し、その活用を図る。
- ・所在地 広島市中区上幟町2番11号
- ・職員数（平成24年10月31日現在）
常勤職員 1名
- ・主な業務 名勝庭園の管理保存及び復旧、並びに伝統文化行事等の実施
- ・入園者の状況

区 分	平成23年度	平成24年度
有料入園者数	100,892人	67,165人
減免入園者数	69,445人	43,235人
合 計	170,337人	110,400人

(注) 平成24年度は、平成24年10月31日現在の人数である。

イ 園の沿革

- ・築庭 元和6年(1620年) 広島藩主 浅野長晟 作庭に着手
- ・作庭者 家老 上田宗箇
- ・面積 37,332.22 m²
- ・形式 池泉回遊式庭園
- ・沿革 昭和15年(1940年) 浅野家から広島県に寄贈 同年4月開園
昭和15年(1940年) 国の名勝に指定(7月12日)
昭和20年(1945年) 原子爆弾により亭館・樹木等すべて焼失
昭和26年(1951年) 復旧に努めながら開園
昭和39年(1964年) 清風館復元
昭和49年(1974年) 明月亭復元

ウ 業務の実施状況

平成20年度から、指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用するなど管理運営全般を指定管理者において行っている。

県の職員は、園長1名のほか、美術館との兼務職員3名を配置しており、文化財保護・継承の観点から、名勝庭園の保存管理、活用方法について、指定管理者に必要な指示、監督等を行っている。また、伝統行事等を関係団体と共同開催している。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

歴史学習の場としての活用について

縮景園は、400年前の築庭以来、被爆の惨禍に見舞われながらも、再興を遂げ、長年にわたり文化財庭園として保存・継承されてきた。こうした同園の経緯を踏まえると、広島歴史・文化を学ぶ場として、さらなる活用が求められるところであり、文化財の保存との両立を図りながら、その活用促進に努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・ 西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	広島市，呉市，大竹市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・ 西部保健所広島支所	広島市中区基町 10 番 52 号	
西部厚生環境事務所呉支所・ 西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	

- ・ 組織体制（人数は，平成 24 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	62 人	5 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・ 西部保健所広島支所	56 人	4 課	厚生課，福祉課，保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・ 西部保健所呉支所	23 人	2 課	厚生保健課，衛生環境課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（西部厚生環境事務所・西部保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2 人 423,180 円	3 人 786,780 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	63 人 16,099,470 円	65 人 18,024,787 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	3 人 22,125 円	3 人 22,125 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2 人 322,314 円	3 人 354,654 円

※ 広島支所及び呉支所分を除く。

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9 人 3,687,450 円	9 人 3,923,450 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	178 人 57,950,906 円	183 人 55,256,091 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	69 人 19,826,376 円	107 人 21,510,662 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	10 人 560,000 円	14 人 714,700 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1 人 5,300 円	4 人 71,200 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1 人 47,500 円	1 人 47,500 円
母子福祉資金に係る戻入金	1 人 131,000 円	1 人 155,000 円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13 人 5,468,206 円	15 人 5,825,176 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	23 人 7,318,736 円	26 人 7,921,902 円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1 人 186,456 円	1 人 516,910 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	153 人 43,776,073 円	142 人 43,682,473 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	4 人 191,105 円	4 人 193,205 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 1,469,302 円	6 人 3,615,084 円
母子福祉資金に係る戻入金	8 人 969,500 円	8 人 1,031,500 円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1 人 88,000 円	1 人 88,000 円

(3) 付 記

がん対策の取組の推進について

本県では、「がん対策日本一」を掲げ、がん検診の受診促進を図っているが、県民に最も身近な存在である事務所においても、地域保健対策協議会での事業等を通じて健康増進計画を推進することにより、市町と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所・ 西部東保健所	東広島市西条昭和町13番10号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	48人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
未熟児養育医療費負担金	1人 29,880円	4人 71,491円
生活保護費に係る戻入金・返還金	3人 672,075円	4人 744,865円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5人 1,060,480円	8人 1,242,880円
母子福祉資金に係る戻入金・返還金	1人 9,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	69人 16,584,144円	63人 16,532,987円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,274,219円	4人 2,431,296円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 12,600円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	4人 661,000円	3人 199,000円

(3) 付 記

がん対策の取組の推進について

本県では，「がん対策日本一」を掲げ，がん検診の受診促進を図っているが，県民に最も身近な存在である事務所においても，地域保健対策協議会での事業等を通じて健康増進計画を推進することにより，市町と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡 三原市，尾道市，世羅郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・ 組織体制（人数は平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	57人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	52人	4課	農村振興課，農村整備課， 重井・三河農業水利改良課，林務課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

事業の実績確認の徹底について

世羅町が実施した次の県の補助事業において，事業未着手にもかかわらず，同町から提出された事業完了実績報告書に基づき，補助金を支出したものがあつた。

県が当該事業の確定検査を行う場合は，工事写真の提出を求めるほか，必要に応じて現地調査による確認を行うこととしているが，このことが徹底されていなかった。

補助金の執行に当たっては，補助事業者に対し内部管理の徹底を指導するとともに，実績確認のための検査の厳格化を図るなど，適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所）

事業名	平成23年度農村基盤整備推進事業（ため池緊急整備事業）
根 拠	広島県補助金等交付規則第13条 市町及び農林漁業団体等が行う団体営事業の検査事務取扱要領第3条

(3) 付 記

集落法人等の育成について

集落法人等の育成については，地域での取組の積上げが県全体の育成につながっていくことから，管内においても，その実態等を踏まえた具体的な目標を掲げた上で，その達成に向け効果的に取組を進めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
79人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課， 林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託業務の執行手続について

次の委託業務において，事業内容，契約内容，設計金額等を定める予算の執行伺いを行わず，また，予定価格が決定されないまま，契約締結が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

業務名	県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）法京寺地区埋蔵文化財整理作業委託業務（平成23年度）
根拠	広島県決裁規程第3条 広島県契約規則第31条

イ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において，誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。

契約名	県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）法京寺地区埋蔵文化財整理作業委託業務（平成23年度）
-----	---

- (イ) 業務の完了検査に合格する前に引渡書を受領していた。

契約名	幹線林道比和新庄線計画線形検討業務（平成23年度）
根拠	土木設計業務等委託契約約款第31条第3項

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は，平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
20人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
21人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 職員数 1人（平成24年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 職員数 2人（平成24年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，2人とも北部畜産事務所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務
 - 道路・河川などの整備に関すること
 - 道路・河川などの維持管理に関すること
 - 公共用地の取得に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成24年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	144人	11課 1班 1事務所	事業調整特別班，建設総務課，建設業課，用地第一課，用地第二課，管理課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，建築課，東部連続立体交差事業課，魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	58人	5課 1班 1事務所	事業調整特別班，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	43人	3課 1班	事業調整特別班，管理用地課，土木課，厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	46人	3課 1班	事業調整特別班，建設総務課，管理用地課，土木課
西部建設事務所東広島支所	79人	5課 1班 2事務所	事業調整特別班，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，椋梨ダム管理事務所，仁賀ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(西部建設事務所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3 人 801,553 円	3 人 801,553 円
道路使用料	3 人 299,370 円	4 人 355,517 円
河川使用料	6 人 424,120 円	10 人 630,280 円
海岸使用料	1 人 1,145,520 円	1 人 906,870 円
公有水面使用料	1 人 62,100 円	2 人 75,860 円
行政代執行弁償金（道路，港湾）	1 人 12,710,531 円	1 人 12,710,531 円
行政代執行弁償金（河川）	1 人 241,500 円	1 人 241,500 円
その他弁償金（河川）	1 人 369,600 円	0 人 0 円

※ 呉支所，廿日市支所，安芸太田支所及び東広島支所分を除く。

(西部建設事務所呉支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
漁港使用料	2 人 432,120 円	2 人 324,000 円
公有水面使用料	4 人 450,390 円	4 人 258,000 円
海岸使用料	1 人 8,640 円	1 人 8,640 円

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
河川使用料	1 人 4,020円	1 人 2,010円
砂防設備使用料	1 人 9,504円	1 人 7,225円

(西部建設事務所安芸太田支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
道路損傷原因者負担金	1 人 184,144円	0 人 0 円

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
道路使用料	2 人 93,130円	1 人 87,530円
河川使用料	2 人 3,510円	2 人 3,510円
公有水面使用料	1 人 15,480円	1 人 15,480円
道路事故応急処理費求償金	1 人 31,500円	1 人 31,500円
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	2 人 221,844円	1 人 211,123円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、単年度契約にもかかわらず、年度開始前に契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般国道 487 号（警固屋音戸バイパス）（仮称）第 2 音戸大橋の工事記録映像作成業務【平成 23 年度】業務委託
根拠	地方自治法第 208 条

【意見】

事務処理の適正化について

昨年 4 月、道路占用申請の事務処理が 3 年間にわたって放置されていた事案が判明した。

こうした事案は、文書の收受事務が適正に行われるとともに、管理監督者による事務の進捗状況の把握が的確になされていれば、未然に防止することが可能であったものと考えられる。

再発防止に向けたチェック体制を確立し、事務処理の進行管理を徹底する必要がある。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立安芸津病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 東広島市安芸津町三津 4388 番地
- ・ 職員数 114 人（平成 24 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 診療科 11 科（内科，小児科，外科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科）
- ・ 病床数 125 床（うち 25 床を休床。平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ・ 患者数等の状況（平成 23 年度）

入 院			外 来	
延患者数	1 日平均患者数	病床利用率	延患者数	1 日平均患者数
27,394 人	74.8 人	74.8%	81,474 人	333.9 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（過年度分）について

医業収益（診療収入）等において，長期未納（過年度分）となっているものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 21 年 6 月]
医業未収金（個人負担分）	325 人 15,896,565 円	279 人 16,121,326 円
その他未収金	1 人 42,000 円	0 人 0 円

イ 常時の資金前渡の精算について

常時の資金前渡について，毎月精算書を作成する必要があるが，作成していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 1 条第 2 項 広島県会計規則第 33 条
-----	--

ウ 検査調書の作成について

一定金額以上の物品の購入及び業務委託について，検査職員は，履行確認の検査を実施した場合には，検査調書を作成する必要があるが，次の物品購入及び業務委託に関して，検査調書を作成していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

物品購入	内視鏡画像ファイリング端末 電子カルテ端末一式
業務委託	医療総合システム導入支援業務委託
根 拠	物品の購入等に係る検査事務取扱要領（昭和 61 年 4 月 1 日）

エ 物品購入契約の事務処理について

予定価格が 160 万円を超える次の物品の購入契約において、競争入札とすべきところ、随意契約を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

物 品	内視鏡画像ファイリング端末
根 拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14

オ たな卸資産減耗費及び薬品費の計上について

平成 23 年度のたな卸資産減耗費の計上に当たって、不用品として処理した薬剤の数量の計上を誤り、たな卸資産減耗費及び薬品費の額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 72 条
-----	-------------------

(3) 付 記

ア 経営の健全化について

広島県病院事業経営計画（平成 21 年度～平成 25 年度）において、「病床利用率 85%」「資金収支を黒字化（平成 25 年度）」を目標数値とされているが、平成 23 年度では、病床利用率は 74.8%、資金収支は 233 百万円余の赤字となっており、目標の達成に至っていない。

今年度においては、病床利用率は前年度を上回る数値で推移しているが、引き続き、地元市町や医療機関等と連携し、地域が一体となった相互補完医療体制を進めるなど、計画期間内での目標達成に向けて、経営の健全化に取り組んでいただきたい。

イ 建物の耐震化について

新耐震基準の施行（昭和 56 年 6 月）より前に建築された旧棟については、外来や入院等の病棟として利用されているところであるが、建物の耐震化について、今後の安芸津病院の役割等も踏まえつつ、本庁とも連携の上、対応を検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立安古市高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区毘沙門台三丁目3番1号
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）
 - 本務者数 62人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	320	321	320	961
生徒数	(人)	324	318	316	958
充足率	(%)	101.3	99.1	98.8	99.7
退学者	(人)	2 (1)			
休学者	(人)	3			
進 学 就 職	大学・短大	292人 (92.4%)			
	専修・各種	10人 (3.2%)			
	就 職	2人 (0.6%)			
	その他	12人 (3.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度（平成24年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

物品購入における事務処理について

物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

ア 正規の契約手続を行わずに複数回にわたって納品させているにもかかわらず、その後一括して発注・納品が行われたこととして処理しているものがあった。

品名	実際の納品日	書類上の納品日等	支出額	根拠
スナップキャップ ほか	平成 24 年 2 月 21 日	契約日： 平成 24 年 3 月 22 日 納品日： 平成 24 年 3 月 28 日	20,385 円	広島県物品管理規則第 10 条 地方自治法第 232 条の 3
トイレ用ゲタ	平成 24 年 3 月 6 日			
引き戸はずれ止め ほか	平成 24 年 3 月 13 日			

※物品納入業者に対する関係人調査の結果、判明したもの

イ 発注日の翌年度に納品されたにもかかわらず、当該年度に納品されたこととし、その代金を当該年度の予算から支出しているものがあった。また、納品の事実を確認する前に代金の先払いが行われていた。

品名	美術実習用机及び椅子
納品	平成 24 年 5 月 7 日（平成 24 年度）
支出	平成 23 年度予算 682,500 円（支出日：平成 24 年 4 月 27 日）
根拠	地方自治法第 208 条第 2 項，第 220 条第 3 項及び第 232 条の 4 第 2 項 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号

※物品納入業者に対する関係人調査の結果、判明したもの

監 査 の 結 果

監査対象機関：福山明王台高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市明王台二丁目4番1号
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）
 - 本務者数 61人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	320	280	320	920
生徒数	(人)	320	280	311	911
充足率	(%)	100.0	100.0	97.2	99.0
退学者	(人)	6 (2)			
休学者	(人)	2			
進 学 就 職	大学・短大	199人 (65.2%)			
	専修・各種	78人 (25.6%)			
	就 職	19人 (6.2%)			
	その他	9人 (3.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成23年度（平成24年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 書面による決裁を受けずに契約を締結しているものがあつた。

契約名	体育館床面清掃業務委託（平成23年度）
根 拠	広島県契約規則第24条 広島県立学校文書管理規程第19条

(イ) 業務執行伺に、設計金額の根拠となる参考見積書が添付されていないものがあつた。

契約名	消火栓及び連結送水管のホース耐圧試験業務委託（平成 23 年度）
根 拠	広島県契約規則第 32 条

(ウ) 参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であったにもかかわらず、一者からしか徴取していないものがあった。

契約名	入試に係る放送設備点検業務委託（平成 23 年度）
根 拠	広島県契約規則第 32 条

(エ) 契約書に定める受託者から提出を受けるべき書類について、提出を受けていないものがあった。

契約名	提出を受けるべき書類
広島県立福山明王台高等学校校舎総合管理業務委託（平成 24～25 年度） （給水設備、排水設備の保守点検、ねずみ・昆虫等防除業務、空気環境測定業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者を選任したことを通知する書類 ・法定資格者を選任したことを通知する書類 ・業務担当者を選任したことを通知する書類
広島県立福山明王台高等学校電気設備保安管理業務委託（平成 24～25 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理業務を実施する者の確認に関する書類
広島県立福山明王台高等学校一般廃棄物処理業務委託（平成 24～25 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び業務担当者を選任したことを通知する書類

【意 見】

適正な会計事務の執行に向けた取組について

平成 24 年 7 月、県教育委員会が、この学校において物品納入業者への支払が著しく遅延するなどの不適正な会計処理があったことを公表した。

これらの事案が発生した直接的な要因は、事務担当者の事務処理の放置であるが、所定の手続を経ないまま教員による物品発注が行われたり、財務会計システムの事後入力常態化していたことに見られるように、教職員の法令遵守の意識の希薄さや管理監督者による事務処理状況のチェックが不十分であったことがその背景にあると考えられる。

今回の監査においても、物品発注事務のほかに、委託契約についていくつかの不適正な事務処理が見受けられたところであり、かかる事態の再発防止に向けて、法令遵守への意識向上やチェック体制の構築などの内部統制機能の強化に、学校を挙げて取り組む必要がある。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立高陽高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区真亀三丁目 22 番 1 号
- ・教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 59 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		320	280	320	920
生徒数 (人)		320	282	310	912
充足率 (%)		100.0	100.7	96.8	99.1
退学者 (人)		4 (3)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	210 人 (79.0%)			
	専修・各種	48 人 (18.0%)			
	就 職	4 人 (1.5%)			
	その他	4 人 (1.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 証紙売りさばき代金の払込について

証紙を売りさばいた代金については、その売りさばいた日の翌日（当該翌日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日）までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないが、この手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

件数等	平成 23 年度 11 件，平成 24 年度 4 件
根 拠	広島県証紙規則第 13 条

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	土地（校舎敷地）
許可内容	電柱 3 本，支線 7 本（電話）
徴収すべき期限	平成 24 年 4 月 30 日
納付書に記載された納付期限	平成 24 年 5 月 21 日
使用料	年額 15,000 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立神辺高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市神辺町川北 375-1
- ・教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数：54 人
 - 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数：15 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		201	185	163	549
充足率 (%)		100.5	92.5	81.5	91.5
退学者 (人)		24 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	27 人 (19.9%)			
	専修・各種	48 人 (35.3%)			
	就 職	50 人 (36.8%)			
	その他	11 人 (8.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少し法的措置に移行しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 19 年 12 月]
高等学校使用料（全日制授業料）	1 人 21,500 円	2 人 64,500 円

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処

理に努められたい。

使用許可財産	土地（校舎敷地）		
許可内容	電柱 2 本，支線 2 本 （電力）	電柱 1 本，支線 1 本 （電力）	電柱 1 本，支線 1 本 （電話）
徴収すべき期限	平成24年 4 月30日		
納入通知書に記載された納付期限	平成24年 5 月18日		
使用料	年額 6,000円	年額 3,000円	年額 3,000円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条		

ウ 普通財産貸付料の徴収について

普通財産貸付料の徴収において，収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納入通知書に記載された納付期限	貸付料	根 拠
土地（職員公舎）	電柱 1 本 （電力）	平成24年 4 月30日	平成24年 5 月18日	年額 1,500円	不動産貸付要 領第 5 の 3

エ 物品の購入における事務処理について

予定価格が 5 万円以上 10 万円未満の物品を購入する際は，原則として 2 者以上から見積書を徴取することとなっているが，次の物品購入において，見積書を 1 者からしか徴取していなかつた。適正な事務処理に努められたい。

物 品	冷蔵庫 2 台（平成 23 年度）
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県契約規則第 32 条 ・ 物品契約事務に係る運用指針 3（4）ア（平成 19 年 3 月 7 日付け出納長室用度室長通知） ・ 物品マニュアル II 第 1 5（3）（平成 22 年 4 月）

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立西条農業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市鏡山三丁目 16 番 1 号
- ・教職員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 91 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		園芸科				畜産科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	39	37	116	40	39	37	116
充足率 (%)		100.0	97.5	92.5	97.7	100.0	97.5	92.5	97.7
退学者 (人)		4 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	15 人 (42.9%)				16 人 (41.0%)			
	専修・各種	11 人 (31.4%)				14 人 (35.9%)			
	就 職	9 人 (25.7%)				9 人 (23.1%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
		生活科				農業機械科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	40	39	119	40	36	32	108
充足率 (%)		100.0	100.0	97.5	99.2	100.0	90.0	80.0	90.0
退学者 (人)		0 (0)				8 (1)			
休学者 (人)		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	22 人 (56.4%)				23 人 (59.0%)			
	専修・各種	10 人 (25.6%)				5 人 (12.8%)			
	就 職	6 人 (15.3%)				11 人 (28.2%)			
	その他	1 人 (2.6%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		緑地土木科				生物工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数	(人)	40	40	35	115	40	38	39	117
充足率	(%)	100.0	100.0	87.5	95.8	100.0	95.0	97.5	97.5
退学者	(人)	1 (0)				0 (0)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	17人 (42.5%)				28人 (73.7%)			
	専修・各種	5人 (12.5%)				5人 (13.1%)			
	就 職	18人 (45.0%)				5人 (13.1%)			
	その他	0人 (0.0%)				0人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		食品科学科				7学科計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	280	280	280	840
生徒数	(人)	40	40	37	117	280	272	256	808
充足率	(%)	100.0	100.0	92.5	97.5	100.0	97.1	91.4	96.2
退学者	(人)	1 (1)				15 (2)			
休学者	(人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	18人 (48.6%)				139人 (52.1%)			
	専修・各種	12人 (32.4%)				62人 (23.2%)			
	就 職	6人 (16.2%)				64人 (24.0%)			
	その他	1人 (2.7%)				2人 (0.7%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成23年度(平成24年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、管理簿に記載された在庫量と、実際の在庫量が一致していないものがあった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項
-----	---------------------------

	毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）
--	---

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立呉商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広古新開四丁目1番1号
- ・教職員数（平成24年5月1日現在）
 - 本務者数 42人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		商 業 科				会 計 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	39	38	117	40	41	38	119
充足率 (%)		100.0	97.5	95.0	97.5	100.0	102.5	95.0	99.2
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	8人 (20.5%)				14人 (37.8%)			
	専修・各種	16人 (41.0%)				8人 (21.6%)			
	就 職	14人 (35.9%)				14人 (37.8%)			
	その他	1人 (2.6%)				1人 (2.7%)			

課 程		全 日 制							
		情 報 処 理 科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	160	160	160	480
生徒数 (人)		80	80	76	236	160	160	152	472
充足率 (%)		100.0	100.0	95.0	98.3	100.0	100.0	95.0	98.3
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	25人 (31.6%)				47人 (30.3%)			
	専修・各種	27人 (34.2%)				51人 (32.9%)			
	就 職	26人 (32.9%)				54人 (34.8%)			
	その他	1人 (1.3%)				3人 (1.9%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成24年5月1日現在である。

・「進学就職」,「退学者」,「休学者」の状況は、平成23年度（平成24年3月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【意見】

庁舎の修繕に係る支出科目について

学校の環境整備のため、次の業務に係る当該経費を「委託料」から支出しているが、実際の業務内容は庁舎の小修繕業務であり、この場合の支出科目は「需用費（修繕料）」が適切と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従った予算執行に努める必要がある。

業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県立呉商業高等学校床張替業務（平成 23 年度） ・広島県立呉商業高等学校床張替業務（追加）（平成 23 年度） ・広島県立呉商業高等学校内壁塗装業務（平成 23 年度） ・広島県立呉商業高等学校セミナーハウス障子張替業務（平成 23 年度）
根拠	広島県予算規則第 3 条第 2 項及び第 3 項

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立黒瀬特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・ 所在地 本 校：東広島市黒瀬町乃美尾 25 番 1 号
安浦分級：呉市安浦町女子畑 133 番 3 号
- ・ 教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
本務者数 61 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 3 人
- ・ 生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本 校	男子(人)			1	1	1	2	5	1	7	6	14	27	11	13	51
	女子(人)		2			1	2	5	1	2		3	5	7	6	18
	合計(人)		2	1	1	2	4	10	2	9	6	17	32	18	19	69
安 浦 分 級	男子(人)												2	1		3
	女子(人)												1		2	3
	合計(人)												3	1	2	6
合 計	男子(人)			1	1	1	2	5	1	7	6	14	29	12	13	54
	女子(人)		2			1	2	5	1	2		3	6	7	8	21
	合計(人)		2	1	1	2	4	10	2	9	6	17	35	19	21	75
卒業生(人)		—							8				30			
進 学 就 職	進 学	—							8人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就 職	—							0人 (0.0%)				11人 (36.7%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				19人 (63.3%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 24 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業生」、「進学就職」の状況は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：竹原警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 竹原市中央一丁目1番13号
- ・ 所管区域 竹原市，大崎上島町
- ・ 管内面積 161.60 km²
- ・ 管内人口 37,003人（平成24年7月31日現在）
- ・ 組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，刑事課，地域課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成24年4月1日現在）
 - 常勤職員数 73人
 - 非常勤職員数 9人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 資金前渡による支出に係る事務処理について

(ア) 常時の費用に係る資金前渡の精算について

次の常時の費用に係る資金前渡において，毎月，翌月の初日から3開庁日以内に作成する必要のある資金前渡精算書について，作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

区 分	装備費の需用費（県外出張時の公用車燃料代）（平成23年度）
支払月	平成23年12月分
根 拠	広島県会計規則第33条第1項

(イ) 随時の費用に係る資金前渡の精算について

次の随時の費用に係る資金前渡において，支払日の翌月の初日から10開庁日以内に行わなければならない精算手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

区 分	出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によって支払つた水道料金（平成23年度）
支払日	平成24年4月25日
根 拠	広島県会計規則第33条第1項

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，仕様書に基づき書面で通知を受けた業務担当者以外の者が業務に従事していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	竹原警察署昇降機保守点検業務（平成22～23年度）
-----	---------------------------

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 住 所 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 抹香 尊文
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 (平成 24 年 11 月 30 日現在)
 役員 12 人 (うち常勤 3 人)
 職員 15 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度
事業収益 A	2,737,690
事業原価 B	2,691,513
販売費及び一般管理費 C	83,677
事業利益 D (A - B - C)	△37,500
事業外収益 E	226,359
事業外費用 F	38
経常損益 G (D + E - F)	188,821
特別利益 H	0
特別損失 I	8,956
当期純損益 J (G + H - I)	179,865
資産合計 K (L + M)	24,562,663
負債合計 L	5,175,970
正味財産 M	19,386,692
(うち基本金)	30,000
(うち準備金)	19,356,692

(注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況 (平成 25 年 1 月 22 日現在)

(ア) 資本金 30,000,000 円の全額を出資 (所管課 土木局用地課)

(イ) 用地先行取得資金貸付金 (所管課 土木局空港振興課)

- ・貸付金残高 1,532,676,933 円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
- ・貸付の対象 用地費及び補償費 (県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得)

(ウ) 債務保証 (所管課 土木局道路河川管理課, 都市計画課)

- ・債務保証残高 1,311,349,006 円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
- ・保証の対象 公有地先行取得の用地費及び補償費等に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

経営の効率化と公社の今後の在り方の検討について

広島県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和 48 年 3 月に設立されたが、近年の地価の継続的な下落傾向により、公社による先行取得の意義が薄れ、公有地取得事業の金額ベースでの実績は、ピーク時の平成 5 年度の 20 分の 1 以下まで減少してきており、また独自事業としての土地造成事業も平成 18 年度から実施されていない。

このため、公社の事業利益は平成 13 年度から赤字が続いており、これを 193 億円余 (平成 23 年度末) の準備金の資金運用で補てんしている状況にある。

公社においては、引き続き経営の効率化を進めるとともに、多額の準備金の有効活用も含め、今後の在り方について、県と協議の上、検討していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：公立大学法人 県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・ 住 所 広島市南区宇品東一丁目 1 番 71 号
- ・ 代表者 理事長（学長） 赤岡 功
- ・ 設 立 平成 19 年 4 月 1 日
- ・ 役 員（平成 24 年 10 月 31 日現在）
 役員 8 人（うち常勤 4 人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営

・ 各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所在地	設置学部等
広 島 キャンパス	広島市南区宇品東一丁目 1 番 71 号	人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科（人間文化学専攻・経営情報学専攻），総合教育センター，学術情報センター，地域連携センター，宮島学センター
庄 原 キャンパス	庄原市七塚町 562 番地	生命環境学部，総合学術研究科（生命システム科学専攻），学術情報センター，地域連携センター，附属フィールド科学教育研究センター
三 原 キャンパス	三原市学園町 1 番 1 号	保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専攻），助産学専攻科，学術情報センター，地域連携センター，附属診療センター

・ 組織体制及び教職員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部・広島キャンパス	総務課，財務課，経営企画室，教学課，学術情報課，地域連携センター	90	72
庄原キャンパス	総務課，教学課	51	34
三原キャンパス	総務課，教学課	112	35
計		253	141

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び

派遣職員を除く。

・ 学生数の状況（平成 24 年 5 月 1 日現在） （単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大学	人間文化学部	480	520
	経営情報学部	400	456
	生命環境学部	660	699
	保健福祉学部	770	791
	助産学専攻科	15	9
計		2,325	2,475
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	160	153
	総合学術研究科 博士課程後期	15	22
	計	175	175

イ 経営の状況 （単位：千円）

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	5,537,852
経常費用 B	5,412,444
当期経常増減額 C (A - B)	125,408
臨時損失 D	404
当期純損益 E (C - D)	125,003
目的積立金取崩額 F	79,213
当期総損益 G (E + F)	204,217
資産合計 H (I + J)	20,846,788
負債合計 I	3,225,695
純資産合計 J	17,621,093
(うち利益剰余金)	(986,498)

ウ 県の財政的援助の状況

(ア) 資本金 17,467,360,000 円のうち、17,467,360,000 円 (100.0%) を出資

(平成 25 年 1 月 11 日現在) (所管課 環境県民局学事課)

(イ) 平成 23 年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 交付額 3,563,106,933 円 (標準：3,377,000,000 円, 特定：186,106,933 円)
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱
- ・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 平成 23 年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 交付額 54,596,850 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設及び職員宿舍の新築・増築等の工事に係る経費 (附随経費を含む。)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

授業料等において長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(広島キャンパス) (監査日現在確認分)

種 類	人 数	金 額
授業料	3 人	280,050 円

(庄原キャンパス) (監査日現在確認分)

種 類	人 数	金 額
授業料	7 人	2,963,050 円
施設費	4 人	109,200 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において, 不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

- (ア) 「緊急の必要により競争入札に付することができない」という理由で随意契約を行っているが, 業務の委託が必要となったときから契約締結まで 2 か月を要するなど, 緊急性が認められないものがあつた。

契約名	労働者派遣委託 (研究開発業務) (平成 23 年度)
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 44 条第 1 項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 27 条第 1 項第 3 号

- (イ) 予定価格が執行伺により定められ, 契約担当職員以外の者が知り得る状態となつていた。

契約名	労働者派遣委託 (研究室事務用機器操作業務) (平成 23 年度)
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 44 条第 1 項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 10 条

ウ 工事請負契約の事務処理について

次の工事請負契約において、業務の完了検査に合格する前に引渡書を受領していた。適正な事務処理に努められたい。(三原キャンパス)

契約名	県立広島大学三原キャンパス法面崩壊防止対策工事
根拠	建設工事請負契約約款第31条第4項

(3) 付記

ア 物品購入等に係る調査の実施について

平成23年度に法人本部に監査室を設置して内部監査を実施しているが、この監査結果を見ると、物品購入関係書類の日付の記載漏れや日付誤りが数多く指摘されている。

こうした物品事務が適正に行われているかどうかを監査する場合、物品納入業者に対し、物品の発注、納品、入金状況などについて、書面による確認調査を行うことが有効となる。公立大学法人においても、内部監査の実施に当たってはこのような調査を導入するとともに、その実効性を担保するため、契約時にすべての業者に対して当該調査への協力を義務付けることを検討していただきたい。

イ 契約書への収入印紙の貼付について

収入印紙の貼付が必要な受託研究契約において、契約の相手方から交付された契約書に、収入印紙が貼付されていないものがあった。外部資金による受託研究契約や共同研究契約を締結する場合は、契約の相手方による印紙貼付であっても、印紙税の課税対象となるか否かを確認し、適正な事務処理に努めていただきたい。(庄原キャンパス)

監査の結果

監査対象機関：公益財団法人 暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域において暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、もって安全で住みよい広島県の実現に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ・ 代表者 理事長 神谷 ゆかり
- ・ 設立 昭和 62 年 6 月 1 日
- ・ 役職員（平成 24 年 10 月 30 日現在）
役員 16 人（うち常勤 1 人）、職員 7 人（うち常勤 4 人）
- ・ 主な事業 広報啓発活動事業、暴力相談活動事業、責任者講習事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	30,995
経常費用 B	45,217
当期経常増減額 C (A - B)	△14,222
当期一般正味財産増減額 D	△14,222
当期指定正味財産増減額 E	0
当期正味財産増減額合計 F (D + E)	△14,222
資産合計 G (H + K)	901,768
負債合計 H	6,868
指定正味財産 I	856,630
(うち、基本財産充当額)	856,630
一般正味財産 J	38,270
正味財産合計 K (I + J)	894,900

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856,630,140 円のうち、710,000,000 円 (82.9%) を出捐（平成 25 年 1 月 10 日現在）（所管課 警察本部刑事部捜査第四課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

中長期的な事業計画の策定について

法人の経営状況について、平成 22 年度以降の経常収支をみると、予算の段階から赤字を見込み、決算においても赤字を計上していた。さらに、平成 24 年度予算において経常収支で約 1,000 万円の赤字を見込んでいる。

現在は過去に積み立てた預金等を取り崩して不足分を補っているが、中長期的な事業計画を策定し、可能な限り収支均衡を図った上で、将来にわたって安定的かつ効果的な事業運営を実施していただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：財団法人 もみのき森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県立もみのき森林公園等の施設の管理運営に協力するとともに、県民の森林公園等に対する理解と啓発に寄与する。
- ・ 住所 廿日市市吉和 1593 番地の 75
- ・ 理事長 櫻井 充弘
- ・ 設立 昭和 59 年 4 月 10 日
- ・ 役職員 (平成 24 年 9 月 30 日現在)
役員 5 人 (常勤 1 人), 職員 14 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 もみのき森林公園の管理運営, 宿泊・野外施設等の利用の促進 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	134, 296
経常費用 B	134, 067
当期経常増減額 C (A - B)	229
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税, 住民税及び事業税 G	0
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	229
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	229
資産合計 K (L + N)	27, 756
負債合計 L	7, 557
指定正味財産 M	10, 100
(うち基本財産充当額)	10, 100
一般正味財産 N	20, 199
正味財産合計 O	30, 299

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金 10,100,000 円のうち, 5,000,000 円 (49.5%) を出捐 (平成 24 年 11 月 14 日現在) (所管課 環境県民局自然環境課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立もみのき森林公園
- ・指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 52,500,000 円
(うち、平成 23 年度管理費用 10,500,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 (平成 23 年度) (単位：人)

区 分	利用者数
もみのき荘	10,665
研修棟	7,814
キャンプ場	1,058
テニスコート	986
グラウンド	5,954
自転車	3,999
スキー場	26,700
野外ステージ	2,030
体育館	7,411
アスレチック	8,951
オートキャンプ	6,970
バーベキュー広場	3,360
その他日帰り	132,802
合 計	192,000

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 次の委託契約において、指名競争入札又は一般競争入札が可能であったにもかかわらず、随意契約によっていた。

契約名	固形状一般廃棄物の収集運搬処理業務 (平成 23 年度, 平成 24 年度)
根 拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項 第 7 号

(イ) 次の契約において、随意契約を締結する際に必要な予定価格の設定及び見積書の徴取が行われていなかった。

契約名	固形状一般廃棄物の収集運搬処理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 汚水処理施設の維持管理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 専用水道水質検査業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 特殊建築物管理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） ボイラー設備保守点検業務（平成 23 年度，平成 24 年度）
根 拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 52 条第 2 項及び第 3 項

イ 自主事業の収入について

自主事業の収入について、直ちに収入伝票を起票せず、現金を金庫に保管しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

金 額	71,100 円（イベント参加費用）
根 拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 10 条第 2 項第 1 号及び第 29 条第 1 項

ウ 減価償却費の計上について

法人の財務規程上、減価償却は毎年度行うこととなっているが、平成 23 年度決算において、減価償却費が計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 57 条第 1 項
-----	-------------------------------

(3) その他

当該機関に対しては、テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており、その結果は当該監査報告書に掲載している。

監 査 の 結 果

監査対象機関：財団法人 ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりと、出産・育児等に当たる子育て家庭への支援事業を行い、もって県民福祉の向上と、活力と魅力ある社会の維持・発展に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ・ 代表者 理事長 平谷 優子
- ・ 設立 平成 8 年 2 月 23 日
- ・ 役職員 (平成 24 年 10 月末日現在)
役員 13 人 職員 4 人 (県職員の兼務職員を含む。)
- ・ 主な事業 子育て支援情報提供事業, 人材育成事業, 子育て応援協働事業, 特別事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	110,159
経常費用 B	103,442
当期経常増減額 C (A - B)	6,717
当期一般正味財産増減額 D	6,717
当期指定正味財産増減額 E	△957
当期正味財産増減額合計 F (D + E)	5,760
資産合計 G (H + K)	132,160
負債合計 H	52,050
指定正味財産 I	58,354
(うち, 基本財産充当額)	50,098
一般正味財産 J	21,756
正味財産合計 K (I + J)	80,110

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 50,097,948 円のうち, 50,000,000 円 (99.8%) を出捐 (平成 24 年 12 月 20 日現在) (所管課 健康福祉局こども家庭課)

(イ) 平成 23 年度ふるさと納税による子育て応援事業補助金を交付

(所管課 健康福祉局こども家庭課)

- ・ 補助額 1,684,000 円
- ・ 交付の目的 子どもと子育てにやさしい環境づくりのための事業の充実
- ・ 補助対象経費 当財団が実施する子育て支援事業の経費に充当するための特別会計

への積立金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：財団法人 広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 住所 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日
- ・ 役職員（平成24年10月31日現在）
 - 役員 36人（うち常勤1人）
 - 職員 124人（非常勤職員，嘱託職員を含む。）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整，定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 生活習慣病や結核などの疾病予防に関する知識の普及啓発や関係技術者の研修
 結核やがん，循環器疾患などの早期発見，早期治療のための健診
 結核などの呼吸器疾患を中心とした疾病の診療及び感染症の発生・まん延予防のための予防接種
 広島県健康福祉センターの建物の管理や研修室の貸し出し

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	1,489,182
経常費用 B	1,473,663
当期経常増減額 C (A - B)	15,518
経常外収益 D	0
経常外費用 E	846
当期経常外増減額 F (D - E)	△846
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	14,672
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	14,672
資産合計 I (J + M)	1,055,321
負債合計 J	447,719
指定正味財産 K	65,000
（うち，基本財産充当額）	60,000
一般正味財産 L	542,601
正味財産合計 M (K + L)	607,601

(注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000 千円のうち 40,000 千円 (66.7%) を出捐 (平成 24 年 10 月 31 日現在)
(所管課 健康福祉局高齢者支援課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 118,036,000 円
平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 65,950,000 円
- ・所管課 健康福祉局高齢者支援課
- ・利用状況 (平成 23 年度)

利用料金	利用人員
14,728 千円	79,833 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 人件費の支給について

臨時職員の通勤手当について、次のとおり支給誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

支給年月	平成 24 年 4 月分 (5 月支給)
過大支給額	1 名分 280 円

イ 資産の適正な管理について

資産の管理について、什器備品の当期末残高を誤って計上したり、廃棄した備品の減価償却費を計上するなどの不適正な事務処理により、平成 23 年度決算における貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録に誤りが生じていた。

固定資産台帳を会計システムと連動させるなど、会計処理のあり方や資産の管理について抜本的な見直しを行い、適正な事務処理に努められたい。

(単位：円)

区 分	勘定科目	誤	正	差引
貸借対照表 (一般会計)	固定資産			
	その他固定資産	249,044,765	251,872,327	2,827,562
	什器備品	104,632,984	107,460,543	2,827,559
	車両運搬具	94,111,207	94,111,210	3
正味財産 増減計算書 (一般会計)	経常費用 管理費 減価償却費	69,705,569	66,878,007	△2,827,562

ウ キャッシュフロー計算書の誤りについて

キャッシュフロー計算書の当期一般正味財産増減額に誤りがあった。

正味財産増減計算書との突合を行っていただければ、こうした誤りは容易に発見できることから、決算事務全般のチェック体制を見直すなどして、適正な事務処理に努められたい。

(単位：円)

区 分	勘定科目	誤	正	差引
キャッシュフロー ー計算書	当期一般正味財産 増減額	1,826,259	17,499,848	15,673,589

【意 見】

ア 県からの委託事業で購入した物品の管理について

県からの委託事業で購入した次の備品について、委託契約中に備品を購入した場合の取扱いが明示されておらず、その帰属先が明確でないものがあった。県との協議の上、早急に帰属先を決定し、適切に管理する必要がある。

契約名	地域保健医療確保対策業務契約（平成 23 年度）
備品名	A L S シミュレーター他 フィジカルアセスメントモデルフィジコ他

イ 内部統制の徹底について

資産管理事務や決算事務の過程において、チェック機能が十分に働かなかつたため、財務諸表等に誤った数値が計上された。

このような誤りを防止するため、早急に事務局内部におけるチェック体制の整備を図るとともに、監事と事務局が連携して、監査体制の強化に向けた取組を進める必要がある。

監 査 の 結 果

監査対象機関：財団法人 広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 教育，文化及びスポーツ振興に関する事業を行い，広島県から教育，文化及びスポーツの諸施設の管理運営の委託を受け，県の事務管理の合理化に寄与し，県民福祉の向上を図ることを目的とする。
- ・ 住 所 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 大原 節雄
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（平成 24 年 11 月 30 日現在）
 役員 17 人（うち常勤 1 人）
 職員 31 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 教育，文化及びスポーツの振興に寄与する各種の事業
 県立総合体育館及び県総合グラウンドの管理運営（指定管理者）
 スポーツ会館の管理運営
 体育，スポーツ及びレクリエーションの指導並びに調査研究
 埋蔵文化財の調査研究及び保存活用等業務

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	920,885
経常費用 B	880,915
当期経常増減額 C (A - B)	39,970
経常外収益 D	9,055
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	9,055
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	49,025
当期指定正味財産増減額 H	△2,284
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	46,741
資産合計 J (K + N)	629,830
負債合計 K	184,833
指定正味財産 L	219,975
（うち基本財産充当額）	(20,000)
一般正味財産 M	225,022
（うち基本財産充当額）	(3,410)
正味財産合計 N	444,997

ウ 県の財政的援助等の状況（監査対象分のみ記載）

（ア）基本金 23,410,000 円のうち 20,000,000 円（85.4%）を出捐（平成 25 年 1 月 9 日現在）
（所管課 教育委員会事務局管理部総務課）

（イ）公の施設の指定管理者

広島県立総合体育館

- ・ 指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 598,880,000 円
（うち、平成 23 年度管理費用 121,346,000 円）
- ・ 所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課
- ・ 利用状況（平成 23 年度）

利用料金収入	利用者数		
	大アリーナ	小アリーナ	武道場
456,330,616 円	1,117,856 人	242,400 人	215,352 人
	弓道場	プール	トレーニングルーム
	29,166 人	40,660 人	86,331 人
	健康・体力サポートセンター	会議室	合 計
	3,559 人	94,596 人	1,829,920 人

（ウ）平成 23 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

（所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課）

- ・ 補助額 1,250,000 円（総事業費 19,743,728 円，補助対象経費 1,250,000 円）
- ・ 交付の目的 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。
- ・ 補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費，施設管理費

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

（3）付 記

ア 県立総合体育館の修繕の実施方法について

財団法人広島県教育事業団は、県立総合体育館の修繕等について、特別なものを除き、施設管理を再委託している者にその業務に含めて一括して実施させていた。

法人の財務規程は、県の契約規則に準じていることから、同規則において随意契約によることができないとされている 1 件 250 万円以上のものについては、できる限り競争性が確保されるよう修繕の実施方法を検討していただきたい。

イ 県立総合体育館の利用促進について

平成 23 年度の県立総合体育館の入場者数は 1,829,920 人で、平成 22 年度に比べ 84,155 人増加しているものの、指定管理者に応募した際の事業計画における平成 23 年度の目標値 1,930,000 人には、約 10 万人及ばなかった。利用者のニーズを適切に把握の上迅速に対応するなど、提案した目標達成を図っていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：財団法人 広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 住 所 広島市中区中町 8 番 18 号
- ・ 代表者 理事長 小中 正治
- ・ 設 立 昭和 57 年 4 月 1 日
- ・ 役職員 (平成 24 年 11 月 30 日現在)
 役員 14 人 (うち常勤 2 人)
 職員 21 人 (うち 1 人は役員兼務)
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 出島埋立地区廃棄物処分場開設準備, 廃棄物処理調査普及啓発
 (五日市地区産業廃棄物等処理事業は平成 20 年度末埋立終了,
 五日市建設発生土処理事業は平成 23 年度未完了)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	321, 263
経常費用 B	389, 007
当期経常増減額 C (A - B)	△67, 744
経常外収益 D	0
経常外費用 E	161, 587
当期経常外増減額 F (D - E)	△161, 587
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△229, 332
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	△229, 332
資産合計 I (J + M)	5, 670, 945
負債合計 J	202, 853
指定正味財産 K	300, 000
(うち, 基本財産充当額)	300, 000
一般正味財産 L	5, 168, 091
正味財産合計 M (K + L)	5, 468, 091

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300, 000, 000 円のうち 250, 000, 000 円 (83.3%) を出捐 (平成 25 年 2 月 6 日現在)
 (所管課 環境県民局環境部産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約の事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に係る手続が行われていなかった。財団法人の設立目的を踏まえ、適正な事務処理に努められたい。

工事名	五日市地区産業廃棄物等埋立処分場余水池埋立・その他工事（平成 24 年度）	
内 容	契約書に、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかった。	発注者から市へ工事着手 7 日前までに行う分別解体等の計画等の届出が行われていなかった。
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項

監 査 の 結 果

監査対象機関：社団法人 広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 国や県の補助金，会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し，野菜の市場価格が著しく低下した場合に，会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより，野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・ 住所 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・ 会長理事 山崎 逸郎
- ・ 設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・ 役職員（平成 24 年 9 月 30 日現在）
 役員 18 人（全員非常勤）
 職員 2 人
- ・ 主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ，安値補償交付準備金の造成及び管理，安値補償金の交付

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度
経常収益 A	73,549
経常費用 B	88,065
当期経常増減額 C (A - B)	△ 14,516
経常外収益 D	18,230
経常外費用 E	18,230
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△ 14,516
当期指定正味財産増減額 H	△ 18,230
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	△ 32,746
資産合計 J (K + N)	726,427
負債合計 K	405,374
指定正味財産 L	0
（うち基本財産充当額）	0
一般正味財産 M	321,053
正味財産合計 N (L + M)	321,053

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）加入預り金 18,230,000 円のうち，13,050,000 円（71.6%）を出捐（平成 24 年 11 月 29 日現在）（所管課 農林水産局園芸産地推進課）

(イ) 平成 23 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付（所管課 農林水産局園芸産地推進課）

- ・ 補助額 5,466,917 円（総事業費 515,906,530 円，補助対象経費 15,928,704 円）
- ・ 交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・ 補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として，業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：福山リサイクル発電株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、RDF発電・灰溶融事業を実施する。
 ※サーマルリサイクル：廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを回収
 ※RDF：ごみ固形燃料
- ・ 住所 福山市箕沖町 107 番 8
- ・ 代表取締役社長 吉田 佳司
- ・ 設立 平成 12 年 5 月 24 日
- ・ 役職員（平成 24 年 10 月 30 日現在）
 役員 10 人（うち常勤 2 人）
 社員 6 人
- ・ 主な事業 RDF の受入及び焼却処理、焼却時に発生する熱源を利用した電力供給事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度
売上高 A	2,136,909
売上原価 B	1,353,055
販売費及び一般管理費 C	69,501
営業利益 D (A - B - C)	714,351
営業外収益 E	9,760
営業外費用 F	59,959
経常損益 G (D + E - F)	664,153
特別利益 H	0
税引前当期純利益 I (G + H)	664,153
当期純損益	401,020
資産合計 A (B + C)	5,859,524
負債合計 B	3,293,072
純資産合計 C	2,566,452
（資本金）	1,600,000
（利益剰余金）	966,452

（注）端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 1,600,000,000 円のうち、400,000,000 円 (25.0%) を出捐 (平成 24 年 11 月 16 日現在) (所管課 環境県民局循環型社会課)

(イ) 地域総合整備資金を貸付 (所管課 地域政策局都市圏魅力づくり推進課)

・貸付金残高 418,750,000 円 (平成 24 年 11 月 16 日現在)

・貸付の対象 R D F 処理施設の整備

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における競争性、透明性の確保について

次の委託契約において、指名競争入札が可能であったにもかかわらず、随意契約によっていた。適正な執行に努められたい。

契約名	排ガス濃度及び環境調査等の分析業務 (平成 23 年度, 平成 24 年度)
根拠	財務規程第 47 条

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビルの管理運営
- ・ 住 所 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 代表取締役社長 富永 嘉文
- ・ 設 立 昭和 36 年 4 月 17 日
- ・ 役職員 (平成 24 年 11 月 30 日現在)
 - 役員 11 人 (うち常勤 6 人)
 - 社員 32 人
- ・ 主な事業 広島空港ターミナルビルにおける貸室業, 物品販売
 広島空港を利用する航空事業者, 旅客, 貨物に対する役務の提供
 広島エアポートホテル, 中央森林公園 (フォレストヒルズガーデン地区) の
 運営

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度
売上高 A	2,156,813
売上原価 B	291,288
販売費及び一般管理費 C	1,427,760
営業利益 D (A - B - C)	437,765
営業外収益 E	11,456
営業外費用 F	45,212
経常損益 G (D + E - F)	404,009
特別利益 H	108
特別損失 I	18,716
税引前当期純利益 J (G + H - I)	385,401
当期純損益	205,251
資産合計 K (L + M)	9,030,434
負債合計 L	1,954,243
純資産合計 M	7,076,191
内 (資本金)	3,501,000
内 (資本剰余金)	1,626,400
内 (利益剰余金)	1,948,791

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 3,501,000,000 円のうち、1,372,400,000 円（39.2%）を出捐
（平成 24 年 11 月 30 日現在）
（所管課 土木局空港振興課）

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 前回監査時における指摘事項、意見の改善について

前回監査時（平成 23 年 2 月執行）において是正するように指摘、意見している次の項目について、平成 24 年 5 月に報告されたその取組状況においては、「24 年度中には改定（整備）を行うよう努める」とされていたが、実際には改善に着手していなかった。早急に改善されたい。

（ア）経理規程の見直しについて（前回指摘事項）

平成 18 年 4 月の会社法の施行に伴い必要となる経理規程の改定が行われていなかった。

（イ）資金管理方針の整備について（前回意見）

平成 21 年に、県は「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行うように県出資法人に対して依頼しているが、管理方針が整備されていなかった。

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、契約書に定められた再委託の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	設備管理業務委託（平成 24 年度）
-----	--------------------

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約書に定められた工期終了後に工期延長の変更契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島空港ビルディング運行情報表示システム更新工事（平成 23 年度）
-----	------------------------------------

監査の結果

監査対象機関：株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 住所 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表取締役 山下 尊弘
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（平成24年11月30日現在）
役員4人（うち常勤1人）
職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成23年度
総収入	121,132
経常損益	△7,041
当期純損益	△4,709
資産合計 A (B + C)	183,714
負債合計 B	88,423
正味財産 C	95,290
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	△4,709

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出捐（平成25年1月17日現在）

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出捐（平成25年1月17日現在）

（所管課 商工労働局産業政策課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

個別注記表の記載について

個別注記表では、有形固定資産の減価償却は、定率法を採用することとしているが、建物については定額法が採用されていた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 社内規程の整備について

会社設立以来1年半が経過し、社内規程の整備が順次進められているが、会計処理、契約等財務に関する基本規程が未だ整備されていない。事務の適正化、効率化を図るため、速やかに整備する必要がある。

イ 資産除去債務について

賃貸借契約を締結して会社事務所として使用している物件について、内装等の改修工事を行って使用しているが、契約を解除する場合には、改修工事を行う前の状態に原状回復することが義務付けられている。

この場合においては、資産除去債務が発生するものであり、原状回復に要する経費を見積もった上で、貸借対照表への資産除去債務の計上及び損益計算書への費用計上を行うか、又はその経費の合理的な見積りができない旨の注記を個別注記表に記載することについて検討する必要がある。

(3) 付 記

ア 資本金などの運用について

県の出資に基づく資本金などの資金については、すべて普通預金で運用を行っていた。資金の適正な管理の観点から、資金計画を策定した上で、安全性、流動性に留意しつつ、可能な限り効率的な運用に努めていただきたい。

イ 県民への情報開示について

株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、県がその資本金を全額出資している法人であるが、その業務がファンドの運用という機密性の高いものであることから、公表された投資原則により投資対象や投資方法の基本的な考え方が示されているだけで、具体的な経営目標や活動内容については十分な開示が行われているとは言い難い。県は、ファンド自体に対しても多額の出資をしており、その運用についての県民の関心は極めて高い。機構においては、県出資法人として、県民への説明責任を果たす観点から、秘密保持に留意しつつも、ファンド運営に当たっての中期経営計画など、可能な限りの情報開示に努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人 成城会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 老人福祉施設の設置経営
- ・ 所在地 安芸郡熊野町城之堀二丁目 28 番 1 号
- ・ 理事長 村上 広夫
- ・ 設立 昭和 40 年 6 月 10 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 23 年度老人福祉施設等施設整備費補助金を交付

(所管課 健康福祉局高齢者支援課)

- ・ 補助額 64,800,000 円 (総事業費 721,035,000 円, 補助対象経費 296,724,349 円)
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等の負担を軽減し, 福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・ 補助対象事業 次の福祉施設の改築整備事業

名 称	特別養護老人ホーム 誠和園
所在地	安芸郡熊野町城之堀二丁目 28 番 1 号
規模等	建物構造 鉄骨造 5 階建て 建築面積 1,010.09 m ² (延面積 3,767.75 m ²)
定 員	50 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 5946 番地 7
- ・ 会 長 河内 昌彦
- ・ 設 立 昭和 47 年 8 月 28 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 22 年度社会福祉施設等整備費補助金（平成 23 年度への繰越分）

（所管課 健康福祉局障害者支援課）

- ・ 補助額 415,180,000 円（総事業費 640,227,000 円，補助対象経費 596,620,748 円）
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等の負担を軽減し，社会福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・ 補助対象事業 次の児童福祉施設の創設事業

名 称	ときわ呉
所在地	呉市宮原十三丁目 2 - 12
規模等	建物構造 鉄骨造 2 階建 建築面積 1,999.34 m ² (延べ 3,526.20 m ²)
定 員	入所 62 人，短期入所 8 人，通所 15 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：学校法人 恵泉学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園の運営
- ・所在地 尾道市栗原町 9629
- ・理事長 狩野 薫
- ・設立 昭和 48 年 3 月 27 日
- ・学校（幼稚園）の状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	園児数	教員数	職員数
尾道めぐみ幼稚園	191 人	15 人	0 人
世羅めぐみ幼稚園	84 人	7 人	0 人
計	275 人	22 人	0 人

(注) 教員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 23 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 53,303,000 円（総事業費 142,243,188 円，補助対象経費 120,473,296 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成 23 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外とされている次の経費が補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 教職員の退職金
- ・ 駐車場用地の賃借料
- ・ スクールバス運営費，給食費等（保護者からの徴収金等の特定財源で補填されるもの）

監査の結果

監査対象機関：学校法人 修道学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 大学，高等学校，中学校の運営
- ・ 所在地 広島市中区南千田西町8番1号
- ・ 理事長 林 正夫
- ・ 設立 明治38年11月20日
- ・ 学校の状況（平成24年5月1日現在）

区分	生徒数等	教員数	職員数
広島修道大学	5,913人	451人	188人
修道高等学校	857人	60人	13人
修道中学校	847人	35人	5人
合計	7,617人	546人	206人

（注）教員数，職員数は，非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

（ア）平成23年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金）を交付（所管課 環境県民局学事課）

a 経常費補助金

- ・ 補助額 463,660,000円（総事業費1,214,585,074円，補助対象経費1,198,663,225円）
- ・ 交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人の高等学校，中学校の運営に要する人件費等の経費

b 授業料等軽減補助金

- ・ 補助額 12,151,000円（総事業費12,151,000円，補助対象経費12,151,000円）
- ・ 交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（イ）平成23年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 98,656円（総事業費98,656円，補助対象経費98,656円）
- ・ 交付の目的 就学支援金に関する事務の執行
- ・ 補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島県商工会連合会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 商工会の組織及び事業について指導，連絡
商工業に関する情報又は資料の収集，提供
商工業に関する調査研究
商工業に関する専門的事項についての相談，指導 など
- ・ 住所 広島市中区大手町三丁目 3-27
- ・ 会長 植田 賢治
- ・ 設立年月日 昭和 36 年 11 月 6 日
- ・ 会員の状況（平成 24 年 10 月 31 日現在）
34 団体

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 23 年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

・ 補助額

商工会補助分 1,308,837,300 円

（総事業費 1,738,814,371 円，補助対象経費 1,738,814,371 円）

連合会独自分 208,267,600 円

（総事業費 252,159,157 円，補助対象経費 252,159,157 円）

- ・ 交付の目的 小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業等を促進し，小規模事業者等の振興と安定に寄与する。

- ・ 補助対象経費 商工会指導員等を設置して行う商工会指導事業及び経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費等

商工会が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費として連合会が商工会に補助する経費

(イ) 平成 23 年度小規模事業振興費補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・ 補助額 560,000 円（総事業費 682,610 円 補助対象経費 682,610 円）

- ・ 交付の目的 県内商工会の発展を図り，もって中小企業者の経営安定及び地域経済の発展に資する。

- ・ 補助対象経費 商工振興対策事業及び商工会実態調査事業に要する経費

(2) 監査の結果

【意見】

事業の実績確認について

小規模事業経営支援事業費補助金のうち、広島県商工会連合会から各商工会へ交付された補助金について、補助対象要件である法定会員加入率を水増し、不正に受給していた事案があった。

再発防止に向けて、日頃から各商工会に対し適切な指導に努めるとともに、補助金申請時における書類の審査の充実強化を図る必要がある。

(3) 付 記

商工会の組織率向上の取組について

県内の商工会においては、会員の減少に直面するとともに、組織率も低下してきており、商工会活動を維持・継続する上で、大きな課題となっている。このため、各商工会では、新規会員の勧誘強化や魅力ある事業づくりに取り組んでいるが、連合会においては、こうした商工会の取組をより一層促進し、商工会事業の推進により小規模事業者等の振興を図るという補助金の交付目的が十分に果たされるよう努めていただきたい。

監 査 の 結 果

監査対象機関：公益財団法人 広島県体育協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 県民スポーツ振興に関する事業を推進すること
県民スポーツに関する各種表彰・顕彰事業を実施すること
ジュニア選手の育成・強化事業を実施すること
国民体育大会に参加する選手の強化事業を実施すること
スポーツ指導者を育成すること
- ・ 住 所 広島市中区基町4番1号 県立総合体育館内
- ・ 会 長 加藤 義明
- ・ 設立年月日 昭和5年12月15日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成23年度国体選手強化事業等に係る補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・ 補助額 251,498,000円
- ・ 交付の目的 総事業費263,767,307円、補助対象経費251,498,000円
※競技団体が実施する国体選手の競技力向上に向けた強化合宿・強化支援・指導者養成等の事業に対して、協会が交付した補助金が対象
国体選手の競技力向上事業・ジュニア選手の育成強化事業の支援
県民総スポーツ活動推進に係る重要な大会の開催事業の支援
- ・ 補助対象経費 強化合宿・強化支援・指導者養成に係る経費
スーパージュニア選手発掘事業に係る経費
国体県予選会・県民体育大会・スポーツ少年団地区交歓会の開催経費

(イ) 平成23年度財団法人広島県体育協会運営費補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・ 補助額 140,000円
(総事業費28,350,658円、補助対象経費28,350,658円)
- ・ 交付の目的 保健体育関係団体の運営支援
- ・ 補助対象経費 総務委員会関係事業及び事務局の管理・運営に要する経費

(2) 監査の結果

【意見】

広島県体育協会が実施する競技団体への補助金交付事業について

国民体育大会参加選手強化事業の実施等に係る補助金を競技団体等に交付する際の手続については、広島県体育協会が定める各事業の補助金の手引によることとされているが、平成23年度に実施した補助金事業において、次のとおり補助金交付額や事務処理の状況が手引の規定に反するものが見受けられた。

手引の規定と事務処理の実態とを点検・確認の上、適切な事務処理を行う必要がある。

ア 国体成年選手強化事業及びトップアスリート育成強化事業(国体少年選手強化)について、手引で定める期限後に申請手続を行っている団体が複数見受けられた。

事業名	国体成年選手強化事業	トップアスリート育成強化事業(国体少年選手強化)
対象団体数	40 団体	38 団体
期限後に交付申請を行った団体数	6 団体	9 団体

イ トップアスリート育成強化事業に含まれる「ジュニア強化育成事業(指導者養成)」について、複数の団体が手引に規定する補助上限額を超過する補助金の交付を受けていた。

また、手引の規定では対象経費として認められない事業に対して補助金を交付していた。

状 況	団体数
補助の上限額を超過する補助金を受けていた団体数	13 団体
規定上対象となっていない事業に対する補助金を受けていた団体数	1 団体

監査の結果

監査対象機関：東広島商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 経済支援活動
地域振興活動 など
- ・住所 東広島市西条中央7-23-35
- ・会頭 岸田 正之
- ・設立年月日 平成元年4月1日
- ・会員の状況 (平成24年11月30日現在)

個人	法人	団体	合計
888	1,176	0	2,064

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成23年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 45,809,300円 (総事業費71,009,854円, 補助対象経費71,009,854円)
- ・交付の目的 小規模事業者の経営の改善発展を支援する事業等を促進し, 小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費

(イ) 平成23年度地域中小企業支援センター事業費補助金を交付

(所管課 商工労働局産業政策課)

- ・補助額 4,960,146円 (総事業費7,632,000円, 補助対象経費7,440,220円)
- ・交付の目的 地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等の創意ある向上発展を促進し, 地域の振興と活性化に寄与する。
- ・補助対象経費 地域中小企業支援センター事業を行うために必要な経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：MCMエネルギーサービス株式会社

(1) 機関の概要

ア 監査対象機関の概要

- ・法人名 MCMエネルギーサービス株式会社
- ・主な事業内容 マツダ株式会社への電力及び蒸気の供給，並びに一部電力の電気事業者への販売
- ・所在地 広島市南区仁保沖町1番1号
- ・代表取締役 片山 祥徳
- ・設立 平成18年1月17日

イ 県の財政的援助等の状況

- ・補助金の名称 平成23年度森林整備加速化・林業再生事業費（木質バイオマス利用施設等整備）補助金（所管課 農林水産局林業課）
- ・補助額 100,000,000円（総事業費135,000,000円，補助対象経費135,000,000円）
- ・交付の目的 間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ること
- ・補助対象経費 機械器具費，建物建築費，構築物設置費，土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

	して実績報告を行ったため、4,800円過大交付になっていた。
--	--------------------------------

【意見】

中小企業者等を対象とした相談窓口を周知するチラシについて

平成 23 年度地域中小企業支援センター事業費補助金を活用して作成された呉市・江田島市の中小企業者等を対象とした相談窓口を周知するチラシについて、窓口は平成 23 年 4 月から設置されていたにもかかわらず、平成 24 年 2 月に作成し、本来中小企業者全般を対象に配布すべきところ、呉商工会議所の会員にのみ配布を行っていた。チラシの作成及び配布時期が遅く、配布対象者の範囲も限られていたことから、当該補助金の効果をより有効なものにするためにも、早い時期に幅広く事業対象者に周知できるようなチラシの作成、配布を行う必要がある。

監査の結果

監査対象機関：公益社団法人 広島交響楽協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 定期演奏会，巡回演奏会，移動音楽教室などの演奏活動
- ・ 住所 広島市中区舟入中町9番12号
- ・ 理事長 金田 幸三
- ・ 設立 昭和47年9月7日

イ 県の財政的援助等の状況

平成23年度広島交響楽協会支援事業補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・ 補助額 115,350,000円 (総事業費752,542,098円，補助対象経費735,417,979円)
- ・ 交付の目的 楽団の経営基盤の安定を図り，県民の文化芸術環境の向上に資する。
- ・ 補助対象経費 公益社団法人広島交響楽協会が実施する事業に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・住所 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・理事長 澤田 英治
- ・設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 広島南部地区
- ・管理対象地域 広島市中区，東区，南区，西区及び安芸郡（県営平成ヶ浜住宅，県営第二平成ヶ浜住宅及び県営第三平成ヶ浜住宅を除く。）
- ・指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
1,400,775,000 円（うち，緊急修繕費 75,000,000 円）
〔うち，平成 23 年度管理費用（実績額）288,783,005 円
（緊急修繕費 23,728,005 円を含む。）〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C)
平成 23 年度末	4,223	3,512	429	92.6
平成 24 年 9 月末日現在	4,122	3,495	495	96.4

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：株式会社恐羅漢

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 恐羅漢スノーパークの運営管理，牛小屋高原公園施設指定管理業務など
- ・住所 山県郡安芸太田町大字横川 740-1
- ・代表取締役 川本 泰生
- ・設立 平成 23 年 5 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 牛小屋高原公園施設
- ・指定期間 平成 23 年 11 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（平成 21 年 4 月 1 日から指定管理者となっていた三段峡観光株式会社が解散し，平成 23 年 11 月 1 日に事業譲渡を受けたため，指定期間が年度中途からとなっている。）
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 18,510,000 円（平成 23 年 11 月 1 日～25 年 3 月 31 日）
（うち，平成 23 年度管理費用 8,770,000 円）
- ・主な施設管理 オートキャンプサイト施設，フリーサイト施設，ケビン・テントデッキ施設，キャンプセンター（センターハウス），ふれあい広場，多目的広場など
- ・所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況

区 分	入場者数	対前年度増減
平成 21 年度	1,571 人	△360 人
平成 22 年度	2,750 人	1,179 人
平成 23 年度	1,653 人	△1,097 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 利用者満足度調査の実施について

実施要領において，利用者満足度調査を行い県へ報告することとされているが，実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	牛小屋高原公園施設の管理に関する基本協定書第 15 条 牛小屋高原公園施設管理業務実施要領第 6 条
-----	---

イ 委託業務の再委託について

基本協定書において，委託業務の再委託を行う場合には県の承認を得ることとされているが，手続をせずに行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	水質検査業務（平成 23 年度）
根 拠	牛小屋高原公園施設の管理に関する基本協定書第 12 条

(3) その他

当該機関に対しては、テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており、その結果は当該監査報告書に掲載している。

監 査 の 結 果

監査対象機関：一般財団法人 休暇村協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 休暇村の運営
- ・住所 東京都台東区東上野五丁目 24 番 8 号
- ・理事長 中島 都志明
- ・設立 昭和 36 年 12 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 帝釈公園施設
- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 9,000,000 円
(うち、平成 23 年度管理費用 1,800,000 円)
- ・主な施設管理 ログケビン, オートキャンプ場, 多目的ホールなど
- ・所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況 (平成 23 年度)

(単位：人)

区 分		利用者数
ログケビン	5 人用	2,737
	10 人用	5,296
オートキャンプ	宿泊利用	3,113
	日帰り	345
多目的ホール		5,388
その他日帰り利用者		5,379
合 計		22,258

(2) 監査の結果

【意 見】

管理費用の按分方法について

指定管理施設に関する平成 23 年度事業報告書において、2 か所ある浄化槽のうち 1 か所については、その大部分が指定管理施設に含まれない施設からの排水を処理しているにもかかわらず、その管理費用の全額を指定管理者の負担としていた。当該管理費用の按分方法について、合理的かつ明確なものに改める必要がある。

(3) その他

当該機関に対しては、テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており、その結果は当該監査報告書に掲載している。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理を共同連帯して営む。
- ・ 住所 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 広島空港ビルディング株式会社 代表取締役社長 富永 嘉文
- ・ 構成員変更 平成 22 年 9 月 1 日
- ・ 構成員 広島空港ビルディング株式会社，株式会社広島エアポートホテル（広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体から構成員変更）

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
- ・ 指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 232,500,000 円
(うち，平成 23 年度管理費用 46,500,000 円)
- ・ 主な施設管理 多目的ホール棟（大会議室，中会議室，小会議室，プール），セミナーハウス（セミナー室），コテージ（コテージ 4 人用，コテージ 6 人用），テニスコート
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況

(単位：人)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度
施設利用者数	36,591	34,932

(2) 監査の結果

(3) のテーマ監査に係る内容を除き，特に指摘すべき事項はなかった。

(3) その他

当該機関に対しては，テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており，その結果は当該監査報告書に掲載している。

監 査 の 結 果

監査対象機関：乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体

(1) 機関の概要

ア 指定管理者の概要

- ・名称 乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体
- ・主な事業内容 美術館における指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・代表者 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長 渡辺 勝
- ・設立 平成23年9月29日

イ 指定管理の概要

- ・公の施設名 県立美術館
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 835,068,000円
(うち、平成24年度管理費用168,327,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 施設の利用状況

区 分	平成23年度		平成24年度	
	所蔵作品展 (327日)	特別展 (7回, 237日)	所蔵作品展 (283日)	特別展 (9回, 312日)
有料入館者数	4,687人	72,999人	4,123人	139,042人
一般	4,121人	67,112人	3,790人	131,511人
高校・大学生	566人	4,235人	333人	4,081人
小・中学生等	—	1,652人	—	3,450人
無料入館者数	57,188人	63,266人	53,455人	70,594人
減免者等	42,361人	46,881人	38,996人	28,363人
招待者	9,116人	16,385人	11,940人	41,319人
小・中学生等	5,711人	—	2,519人	912人
合 計	61,875人	136,265人	57,578人	209,636人

(注) 平成24年度は、平成25年1月31日現在の人数である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指定管理業務における再委託の手続について

指定管理業務のうち、事業計画書に記載されている業務を除いた次の業務について、事業計画書への記載や基本協定書に定められた県の承認手続を行わないまま、再委託を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。

業務名	レストラン（平成 24 年度） ミュージアムショップ（平成 24 年度） 定期清掃業務（平成 24 年度） 空調機フィルター点検交換業務（平成 24 年度） 空調設備自動制御機器保守点検業務（平成 24 年度） 自動ドア保守点検業務（平成 24 年度） 駐車場保守点検業務（平成 24 年度） 中央監視設備保守点検業務（平成 24 年度） 熱源設備保守点検業務（平成 24 年度） 非常電源設備点検業務（平成 24 年度） 建築設備点検業務（平成 24 年度） 消防設備点検業務（平成 24 年度） 排水槽清掃業務（平成 24 年度） ボイラーばい煙測定業務（平成 24 年度） 生物・環境検査（平成 24 年度） 所蔵作品展展示・撤収業務（平成 24 年度）
-----	---

（3）付 記

所蔵作品展の入館者対策について

平成 23 年度における県立美術館の入館者数は、所蔵作品展については自らが設定した目標値 97,000 人に対し実績は 61,875 人、特別展については目標値 182,900 人に対し実績は 136,265 人といずれも目標の 6～7 割に止まっている。

また、平成 24 年度については、平成 25 年 1 月末現在で、特別展が年間の目標を達成しているのに対し、所蔵作品展は依然として目標の約 6 割と低迷が続いている。所蔵作品展の目標達成には、展覧会の一層の魅力向上が求められるところであり、指定管理者においては、専門的なノウハウを生かし、新たな魅力づくりにつながるよう、積極的な企画提案に努めていただきたい。

（4）その他

当該機関に対しては、テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており、その結果は当該監査報告書に記載している。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体

(1) 機関の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 名称 広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ共同事業体
- ・ 主な事業内容 縮景園における指定管理者業務
- ・ 所在地 広島市中区上幟町2番11号
- ・ 代表者 広島緑地建設株式会社 代表取締役 坂本 竜二
- ・ 設立 平成23年10月

イ 指定管理の概要

- ・ 公の施設名 縮景園
- ・ 所在地 広島市中区上幟町2番11号
- ・ 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 200,000,000円
(うち、平成24年度管理費用40,000,000円)
- ・ 所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 施設の利用状況

区 分	平成23年度	平成24年度
入園者数	170,337人	110,400人
駐車場利用台数	17,074台	11,521台

(注) 平成24年度は、平成24年10月31日現在の数字である。

(2) 監査の結果

(4) のテーマ監査に係る内容を除き、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

縮景園の利用促進について

縮景園は、長年国の名勝として県民に親しまれてきたが、平成21年度以降入園者が減少傾向にあり、その利用促進が課題となっている。400年前の築庭以来、被爆からの再興を経て今日に至る同園の経緯を踏まえ、広島歴史・文化を学ぶ場として、さらなる活用が求められるところであり、施設整備や情報発信に努め、利用促進を図っていただきたい。

(4) その他

当該機関に対しては、テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務」も実施しており、その結果は監査報告書に記載している。

監査の結果

監査対象機関：ミズノ・広島県教育事業団共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県立総合グラウンドの管理運営業務
- ・所在地 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 12 番 35 号
- ・代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
- ・設立 平成 22 年 9 月 15 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 総合グラウンド
- ・指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 398,900,000 円
(うち、平成 23 年度管理費用 79,780,000 円)
- ・主な施設管理 メインスタジアム, 野球場, ラグビー場, 補助競技場, 運動場
- ・所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課

ウ 利用状況 (平成 23 年度)

利用料金収入	利用者数		
	メインスタジアム	野球場	ラグビー場
17,784,540 円	160,140 人	50,654 人	81,761 人
	補助競技場	運動場	合計
	49,028 人	29,663 人	371,246 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。